

第2節 承認基準等

第1 危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請に関する承認基準

(法第10条第1項ただし書)

1 仮貯蔵又は仮取扱い（以下「仮貯蔵等」という。）の承認基準

(危険物を収納したタンクコンテナ又は箱型のコンテナ（ドライコンテナ、リーフアーコンテナ等。以下「タンクコンテナ等」という。）を除く。)

- (1) 危険物の仮貯蔵等を承認できる場所の位置は、危険物令第9条第1項第1号に掲げる製造所の位置の例によること。
- (2) 仮貯蔵等場所における貯蔵又は取扱いの基準は、危険物令第24条から第27条に定める技術上の基準に準じて行うこと。
- (3) 一の敷地内に大量の仮貯蔵等を承認する場合は、一の承認対象の規模を100平方メートル以下とし、かつ、指定数量の倍数が200以下とすること。（ただし、タンク等を除く。）
- (4) 仮貯蔵等における危険物の貯蔵又は取扱いに際しては、当該危険物を取り扱うことのできる危険物取扱者の立ち会いをさせるなど、安全の確保をはかること。（危険物取扱者免状の写し等を添付すること。）
- (5) 標識は「危険物仮貯蔵所」又は「危険物仮取扱所」とし、周囲の見やすい箇所に掲出すること。形状、色別等は危険物規則第17条第1項及び第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」3の基準の例によること。

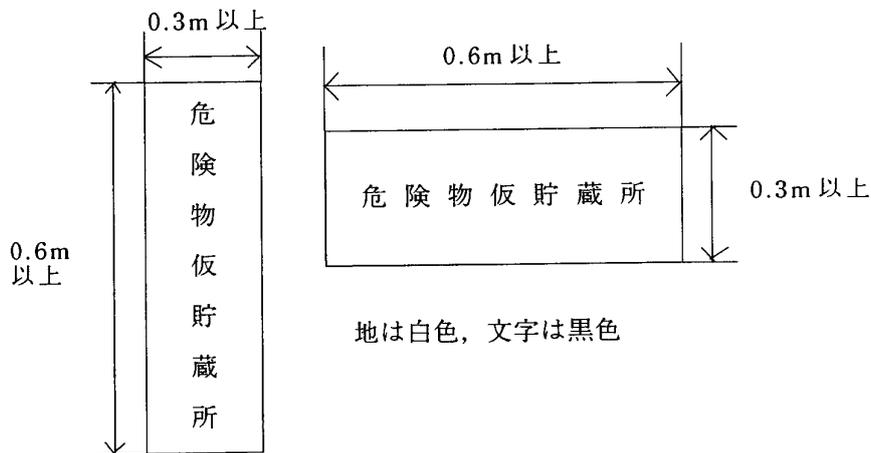


図2-2-1-1 標識板の例

- (6) 掲示板は、仮貯蔵等の承認番号、期間、危険物の類別、品名、数量及び責任者の氏名、連絡先を記載したもの並びに貯蔵し、又は取り扱う危険物に応じ危険物規則第18条第1項第4号、第5号及び第6号に定める注意事項を記載したものを標識に並行して掲出するものとし、その形状、色別等は危険物規則第18条第1項第1号、

第3号及び第4節「製造所の位置、構造及び設備の技術上の基準」3の基準の例によること。

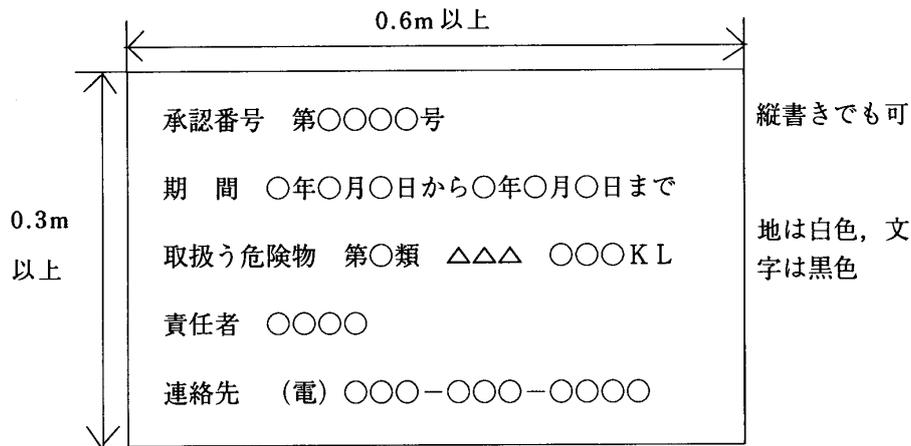


図2-2-1-2 掲示板の例

(7) 屋内において仮貯蔵等を承認する場合は、次によること。

ア 仮貯蔵等を行う建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とした専用室（開口部に防火設備を設けたものに限る。）とすること。

ただし、十分な広さのある倉庫等にあつては、1階の一部を仮貯蔵等の場所に供することができる。この場合においては、当該の仮貯蔵等の基準のほか、(8)の基準を準用して差し支えない。

イ 同一の建築物内において、類を異にする危険物の仮貯蔵等を行う場合は、類を異にする危険物ごとに耐火構造又は不燃材料の隔壁で区画すること。

(8) 屋外において仮貯蔵等を承認する場合は、次によること。

ア 仮貯蔵等を行う場所の位置は、危険物の品名、数量、貯蔵又は取扱い方法及び周囲の状況から判断して、火災予防上安全と認められる場所であること。

イ 同一の場所において、類を異にする危険物の仮貯蔵等を行うことは、認められない。

ウ 仮貯蔵等を行う場所の周囲には、不燃材料で造られた塀又は柵等を設けて明確に区画すること。

エ 前記ウの塀又は柵等の周囲には、仮貯蔵等をする危険物の最大数量に応じ、次表に掲げる幅の空地を保有すること。

表2-2-1-1 保有空地

危険物の仮貯蔵等の最大数量	空地の幅
指定数量の倍数が10以下のもの	3メートル以上
指定数量の倍数が10を超えるもの	5メートル以上

オ 危険物の詰替え等は、火災予防上安全な場所で行うこと。この場合、液体の危険物については、当該危険物が漏えい又は流出した場合に他へ拡散しない措置を講ずること。

(9) 消火設備は、仮貯蔵等をする危険物の最大数量に応じ、次表に掲げるものとする
こと。

表 2-2-1-2 消火設備

危険物の仮貯蔵等の最大数量	消 火 設 備
指定数量の倍数が100以下のもの	第5種の消火設備を2個以上
指定数量の倍数が100を超えるもの	第4種及び第5種の消火設備をそれぞれ1個以上

(注意) 消火設備は、仮貯蔵等を行う危険物の種別に適応するものを設けること。

2 タンクコンテナ等による仮貯蔵の承認基準

(平成4年6月13日消防危第52号(令和4年12月13日消防危第275号改正)、令和4年12月21日消保安第542号)

タンクコンテナ等の仮貯蔵の承認基準は1((3)、(7)及び(8)イ、ウ、エを除く。)の基準の例によるほか、次によること。

(1) 屋外における仮貯蔵

ア 仮貯蔵場所

(ア) 仮貯蔵場所は、湿潤でなく、かつ、排水及び通風のよい場所であること。

(イ) 仮貯蔵場所の周囲には、3メートル以上の幅の空地を保有すること。ただし、危険物令第9条第2項に定める高引火点危険物のみを貯蔵する場合又は不燃材料で造った防火上有効な塀を設けることにより、防火上支障がないと認められる場合は、この限りではない。

なお、防火上有効な塀とは、貯蔵する危険物の高さに応じ、高さ2メートル以上の不燃材料で作られた固定式で自立型のものとする。

(ウ) 仮貯蔵場所は、ロープ等で区画するか、白線等で表示すること。

イ 仮貯蔵中の火災予防に係る事項

(ア) 仮貯蔵場所には、「関係者以外立入禁止」の表示を掲げるなど、関係のない者をみだりに出入りさせない措置を講じること。

(イ) 仮貯蔵場所には、みだりに空箱その他の不必要な物件を置かないこと。

(ウ) 仮貯蔵中は、危険物以外の物品を貯蔵しないこと。

(エ) タンクコンテナ等を積み重ねる場合は、同じ類の危険物を貯蔵するタンクコンテナ等に限るものとし、かつ、地盤面からタンクコンテナ等の頂部までは6メートル以下とすること。

- (オ) タンクコンテナ等の相互間には、点検のための間隔（50センチメートル以上）を設けること。
 - (カ) タンクコンテナ等の管理責任者は、適宜巡回し、タンクコンテナ等の異常の有無及び(ア)から(オ)までを確認すること。
- (2) 屋内における仮貯蔵
- ア 仮貯蔵場所
 - (ア) 仮貯蔵場所は、壁、柱、床、はり及び屋根が耐火構造又は不燃材料で造られ、かつ、出入口に防火戸を設けた専用室とすること。
 - (イ) (ア)の専用室の窓にガラスを用いる場合は、網入ガラスとすること。
 - イ その他
 - (1)イの例によること。
- 3 震災時等における仮貯蔵等の運用については第3章第44「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きの運用」によること。
- 4 その他
- (1) 消防局長が危険物の類別、品名及び数量、仮貯蔵等の方法、並びに周囲の状況から判断して、この基準によらなくとも火災予防上支障がないと認めるときは、この基準によらないことができる。
 - (2) 申請の必要書類、事務処理上の留意事項等については、第4章第28「危険物仮貯蔵・仮取扱い承認申請」による。

第2 危険物製造所等の仮使用承認申請に関する承認基準

(法第11条第5項ただし書)

1 仮使用の承認基準

- (1) 変更工事の施工に必要な空地等を確保すること。
- (2) 火気又は火花を生ずるおそれのある工事をしないこと。ただし、火災予防上安全な措置を講ずる場合にあっては、この限りではない。
- (3) 工事の際は、仮使用部分の設備、配管等の保護、養生等を充分行うこと。
- (4) 仮使用場所の上部で工事が行われる場合は、工具等の落下を防止するための仮設の水平区画が設けられていること。

なお、当該区画及びこれを支える仮設の柱等は不燃材料を用いるものとし、区画の大きさは仮使用場所の実態に応じたものであること。
- (5) 仮使用場所から危険物又は可燃性蒸気が、工事場所に流入しないよう有効な措置が講じられていること。

- (6) 工事現場及び仮使用をする部分について火災予防上必要と認めるときは、消火設備、警報設備等を増設すること。
- (7) 工事のために、危険物配管、危険物タンク等危険物に直接関わるもの及び防油堤を仮に設けることは認められない。
- (8) 工事現場の見やすい場所に必要事項を書いた掲示板（火気厳禁等、現場責任者、通報連絡要領、立入禁止、その他）及び標識板を掲出すること。

250mm	消防法による仮使用承認済	
	製造所等の別	
	承認年月日、番号	
	承認行政庁名	埼玉西部消防組合
	350mm	

図 2 - 2 - 1 - 2 標識板の例

- (9) 工事現場及び仮使用部分に対しての巡回警備、保安監督者の立会い等による防火管理体制の強化をはかること。
- (10) 工事関係者に対する安全教育を行うこと。
- (11) その他、火災予防上安全な措置が講じられていること。
- (12) 工事内容が軽微で、かつ、工事方法及び周囲の状況等により、火災予防上支障がないと認めた場合にあっては、(1)から(11)までによらないことができる。

2 仮使用承認の取消し

仮使用承認を受けたものであっても、次に該当する場合には、その承認を取り消すものであること。

- (1) 作為的に虚偽の申請により承認を受けたとき
- (2) 仮使用承認を受けた後、工事内容、方法等が変わり火災予防上支障があると認められるとき
- (3) 承認基準に基づく火災予防上必要な措置を怠っていると認められるとき

3 その他

申請の必要書類、仮使用の範囲等については、第 4 章第 6 「危険物製造所等の仮使用承認申請」による。

第 3 予防規程制定・変更認可申請に関する認可基準

(法第14条の2第1項)

1 認可基準

- (1) 予防規程の認可は、記載内容を審査し、法第10条第3項の技術上の基準に適合しているか否かをその判定の基準とすること。
- (2) 危険物規則第60条の2第1号、第3号から第8号、第11号及び第12号については「予防規程作成上の留意事項について」（平成13年8月23日消防危第98号）を参考

に審査すること。また、予防規程以外に保安マニュアル等が作成されており、予防規程の内容がわかりやすく記述されている場合は、予防規程の中にこれらのマニュアルの該当部分を引用することも可能である。

なお、これらの方法により予防規程を作成した場合に、個人名が含まれることが考えられるが、この場合、個人名に変更があっても予防規程の変更の認可は要しないものである。

(3) 危険物規則第60条の2に定める事項の内容について確認するほか、次の中で該当する通知を参照し審査すること。

ア 共通事項

- (ア) 「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」
(平成11年6月2日消防危第53号)
- (イ) 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(平成16年3月18日消防危第33号(平成22年7月8日消防危第144号改正))(第3章第21)
- (ウ) 「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」(平成17年10月26日消防危第245号(平成30年3月30日消防危第44号改正))
- (エ) 「危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について」(平成24年5月23日消防危第140号(平成24年12月18日消防危第263号改正))
- (オ) 「危険物施設の地震・津波対策に係る予防規程の策定について」(平成24年9月14日消指第209号)
- (カ) 「震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについて」(平成25年10月3日消防災第364号、消防危第171号)(第3章第44)
- (キ) 「「危険物施設の震災等対策ガイドライン」を活用した危険物施設の震災等対策の推進について」(平成26年5月23日消防危第136号)
- (ク) 「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン等の送付について」(平成31年3月29日消防危第51号、消防特第49号)
- (ケ) 「危険物施設における可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に関する運用について」(平成31年4月24日消防危第84号(令和2年1月23日消防危第21号改正))
- (コ) 「危険物施設の風水害対策ガイドラインについて」(令和2年3月27日消防災第55号、消防危第86号)
- (サ) 「ドライコンテナによる危険物の貯蔵について」(令和4年12月13日消防危第283号)(第3章第48)

イ 給油取扱所に関する事項

- (ア) 「圧縮天然ガス等充てん設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の

指針について」(平成10年3月11日消防危第22号(平成29年1月26日消防危第31号改正))

- (イ) 「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について」(平成10年3月13日消防危第25号)
 - (ロ) 「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」(平成10年10月13日消防危第90号)問5(LPGバルク貯槽の設置)
 - (ハ) 「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について」(平成13年11月21日消防危第127号)
 - (ニ) 「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」(平成24年3月16日消防危第77号)(第3章第42)
 - (ホ) 「圧縮水素充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(平成27年6月5日消防危第123号(令和元年8月27日消防危第118号改正))
 - (ヘ) 「建築物の屋上に航空機給油取扱所を設置する場合の安全対策について」(平成27年12月8日消防危第268号)
 - (ト) 「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」(平成30年8月20日消防危第154号)(第3章第46)
 - (チ) 「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」(令和2年3月27日消防危第87号)(第3章第47)
 - (リ) 「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」(令和2年3月27日消防危第88号)
 - (ル) 「給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について」(令和3年3月30日消防危第50号)
 - (レ) 「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」(令和3年3月30日消防危第51号)
- ウ 消火設備に係る事項
- (ア) 「危険物施設に係るガス系消火設備等の取扱いについて」(平成8年12月25日消防危第169号(平成13年3月30日消防危第53号改正))
- (4) 予防規程が、次のいずれかに該当するときは認可しない。
- ア 基本的事項が明確でないとき
 - イ 予防規程に危険物令第4章の規定に違反するものがあるとき
 - ウ その他火災予防上不相当と認められる事項があるとき

2 その他

申請書の記入方法、記載事項等については、第4章第17「予防規程制定・変更認可申請」による。